

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 174

2019年10月号

2019年9月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「退職」
- 03 グループ全社が参加して『情報セキュリティ勉強会』を開催しました
- 04 約40年ぶりの相続法大改正
《Q&A形式で読む》遺留分制度の改正が相続財産分与に与える影響
OAG税理士法人 福岡 西田康彦
- 06 「RPA」による財務経理業務の自動化を目指すユーザーコミュニティを開設
『月刊フューネラルビジネス』の連載第2回「自筆証書遺言の見直し」が掲載
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





「退職」

OAGグループ代表
太田 孝昭

会社を成長させようと思ったら、「人」を採用(増員)するしかありません。しかし、採用すればそのまま居続けてくれる訳ではありません。当然のように、退職があります。我々中小企業は、大企業のように大量採用はできませんし、また採用に人が集まりません。人探しこそが中小企業の死活を制する問題になっていますし、万年人探しといっても良いくらいです。

そんな中であって、期待していた社員が退職するとなるとショックです。例えば新人(中途入社も含んで入社して1~2年)の退職が相次ぐと、折角お金を掛けて教育してきたのに、やっと当社のごことが理解できるようになってきたのに、「何なんだ」という後悔をしたくなります。特に、会社側が目に掛けて大事にしてきた人であればあるほどショックは大きく、「やってられないよ」という気分させられます。それでも何とか踏ん張っていかないことには、明日は有りません。

この退職が新人・中堅社員なら乗り越えられたとしても、幹部社員だとなると会社の危機に発展することがあります。中小企業が中堅企業そして大企業になれない理由が、ここに有ります。そこそこ来たなと思ったら、ポキッと枝が折れる様に重要人物が抜けていく、そんな経験をしたことが、程度の差こそあれ一つや二つお有りだと思います。

さてどうしたら良いのでしょうか。そこでいくつか挙げてみました。

- ①後悔ではなく反省とする
- ②退職者面談を丁寧に行う
- ③退職者面談で得た情報を冷静に分析する
- ④改める事は改める
- ⑤「やむを得ない理由」「理解ができない理由」であれば、とんとと忘れる

いずれにしても、退職者は自己都合も含め、様々なことを言ってくれます。よく聞いてやることです。

要は当たり前のことなんですが、この様な態度であれば退職するにしても穏やかですし、後任の事も気遣ってくれることが多いはずで、それにしても、退職者の面談は気の遣う仕事です。人の採用とは違った意味で、「企業文化に直結する仕事の気がします」。

グループ全社が参加して『情報セキュリティ勉強会』を開催しました

企業経営を脅かすリスクとして、「情報漏洩」の影響は年を追うごとに拡大しています。ひとたび情報が漏洩すると、企業のブランドや社会的信用が失墜するだけでなく、営業機会の損失、被害者対応への膨大なコストの発生など、経営への影響は計り知れません。

EUではGDPR（一般データ保護規則）が設けられ、アメリカのカリフォルニア州では消費者プライバシー法が新たに施行されるなど、情報の保護に対する規制強化は世界的に共通した傾向です。日本でも、2017年5月の個人情報保護法の改正によって厳格化が進み、今後も3年ごとに同法の見直しが行われる予定です。

OAGグループ各社は、従来から情報セキュリティの強化に取り組んで参りましたが、時代とともにセキュリティに対する脅威や必要とされる対策も大きく変化しています。そこで、改めてグループ全体で統一したセキュリティマインドを醸成する目的で、グループ共通の情報セキュリティ勉強会を各拠点ごとに開催しました。

勉強会の講師は、個人情報保護士の資格を持つ株式会社OAG取締役兼株式会社OAGビジコム代表取締役の前田強が担当し、1時間に渡って情報セキュリティの概念や個人情報保護、企業としての情報セキュリティ対策について解説しました。勉強会の最後には確認テストも行い、及第点未満は再テストになることを事前に告知していたこともあり、全員が真剣に耳を傾け、情報セキュリティの重要性や遵守しなければならないルールを再確認していました。OAGグループでは、今後も情報セキュリティ保護に関する従業員教育を徹底し、お客様の個人情報など、お預かりする大切な情報資産の保護に万全を期して参ります。

また、情報セキュリティに関する最新の動向をお知りになりたい方やセキュリティの維持にリスクを感じている方がいらっしゃいましたら、是非OAGグループへご相談ください。皆さまの大切な『情報資産』を守るお手伝いをさせていただきます。



情報セキュリティの基本

情報資産とは

企業や組織が収集した「ヒト・モノ・カネ」に関する情報の全てを指します。紙の資料やパソコン、サーバー、USBメモリ、CD-ROMに保管されているものの他に、経営や営業活動に関するノウハウも含まれます。

情報セキュリティとは

企業や組織の情報資産を「機密性」、「完全性」、「可用性」に関する脅威から保護することです。保有する情報資産の特質をよく検討して、バランスを考慮しながら情報セキュリティ対策を行うことが大切です。

- ▶ 機密性… 許可された人だけが情報にアクセスできるようにし、情報の改変にも制限を設けます
- ▶ 完全性… 保有する情報が不正に改ざんされたり、破壊されたりせず、正確な状態を保持します
- ▶ 可用性… 「必要な人が必要などときに使える」ように保守し、サービスの継続性も維持します

事業者が守るべきルール

① 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する
- 利用目的を通知または公表する



勝手に使わない!

② 保管

- 漏洩等が生じないよう、安全に管理する
- 従業員・委託先にも安全管理を徹底する



無くさない! 漏らさない!

③ 提供

- 第三者への提供は、事前に本人の同意を得る
- 第三者への提供・第三者からの取得は、一定事項を記録する



勝手に人に渡さない!

④ 開示請求等への対応

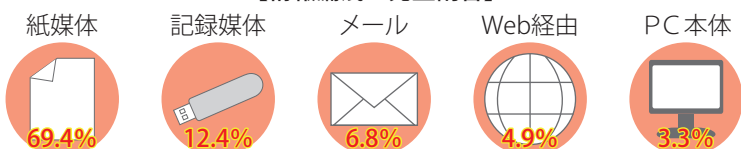
- 本人からの開示等の請求に対応する
- 苦情等に適切・迅速に対応する



お問い合わせに対応!

必要な情報セキュリティ対策

【情報漏洩の発生割合】



出典:2010年『情報セキュリティインシデントに関する調査報告書～個人情報漏えい編～』(日本ネットワークセキュリティ協会)

- 【対策】
1. クリアデスク・クリアスクリーン
 2. メール誤送信防止
 3. 外部記憶媒体を利用する際の危険性と対策
 4. 安全な無線LANの利用
 5. 外出先で業務用端末を利用する場合の対策

約40年ぶりの相続法大改正

《Q&A形式で読む》遺留分制度の改正が相続財産分与に与える影響

OAG税理士法人福岡 西田康彦

民法には、亡くなられた方(被相続人)の財産の分け方について、基本的なルールを定めた「相続法」があります。平均寿命が延びて人口の高齢化が急速に進むなど、社会経済の変化に伴い、相続を取り巻く環境は大きく変わってきました。こうした変化に対応するために、相続法は1980年(昭和55年)の改正以来、約40年ぶりに大幅な見直しが行われました。今号では、遺留分制度の改正について、Q&A形式で解説します。

遺留分制度のしくみ

Q1 遺留分とは何ですか？

A1 亡くなられた方の兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、亡くなられた方の意志に関わらず、最低限相続できる財産の割合です。基本的に**法定相続分の1/2を相続する権利が「遺留分」として認められています。**

Q2 遺留分制度の目的について教えてください。

A2 相続では、①誰が相続人なのかを確定し、②各相続人の相続内容を決めていきます。このとき、民法には「法定相続分」という遺産の基本的な分割ルールがありますが、最終的には相続人間の話し合いによって決定しなければなりません。例えば、遺言や死因贈与、生前贈与などがある場合には、相続人間の公平性が問題になりますし、遺言書で共同相続人の中の一人に遺産をすべて相続させるとしてしまえば、本来相続権のある他の親族が遺産(相続分)を貰えなくなってしまいます。戦前は長男(長子)が全財産を相続する「家督相続制度(単独相続)」でしたが、戦後の民主化の過程で、単独相続における**相続人間の不公平を解消し、最低限の相続権をすべての相続人に認めるために設けられたのが「遺留分」**です。

Q3 遺留分の対象となる財産の範囲について教えてください。

A3 下記①から④の合計が遺留分の対象となる財産になります。

①相続人に対する贈与

今回の相続法改正により、相続人に対する贈与については、「相続開始前の10年間にしたものに限り」その価額を算入することとされ、10年超の贈与については遺留分侵害額請求の対象外とされました。ただし、10年以内の贈与(特別受益[婚姻もしくは養子縁組のため、または生計の資本として受けた贈与の価額]とされるものに限り)については、これまで通り遺留分侵害額請求の対象となりますので注意が必要です。

②相続人以外に対する贈与

相続人以外の者に対する贈与については、改正前と同様に相続開始前の1年間に行ったものに限り、その価額を算入します。

③当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って行った贈与

贈与契約時に遺留分を侵害することを認識してだけでなく、相続発生時においても遺留分を侵害することを認識した上で行われた贈与は対象となります。贈与者だけでなく受贈者についても同様の認識が必要とされます。

④相続開始時の相続財産から借入金などの債務を差し引いた額

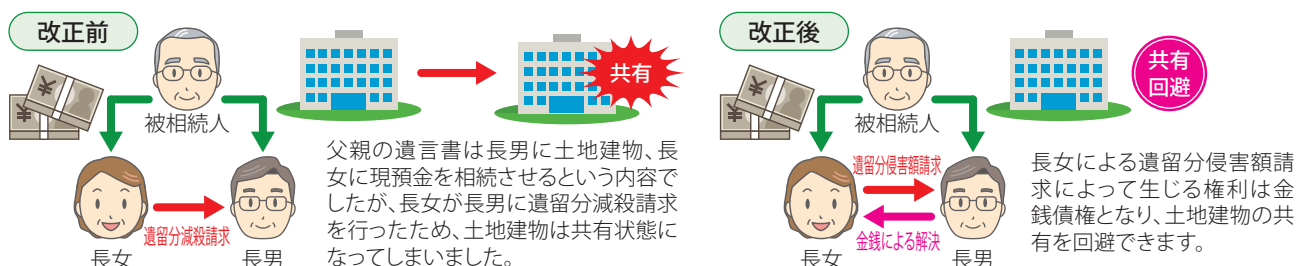
遺留分制度の見直しによるメリット

Q4 改正によって、何が変わるのでしょうか？

A4 今回の改正により、遺留分侵害額請求では、**遺留分の侵害額に応じた金銭の支払いを請求することになりました。**

Q5 改正によるメリットを教えてください。

A5 旧制度では、遺留分減殺請求権を行使すると相続財産は共有状態になり、その後共有状態の解消を巡って新たな紛争が生じるという問題が指摘されてきました。具体的には共有状態が複雑になった結果、事業承継に支障が出たり、共有額が大きいために持分権の処分が困難になるケースもありましたが、今回の改正によって**相続財産の共有関係の発生を回避できる**ようになりました。



Q6 遺留分制度の見直しは、いつから施行されるのでしょうか？

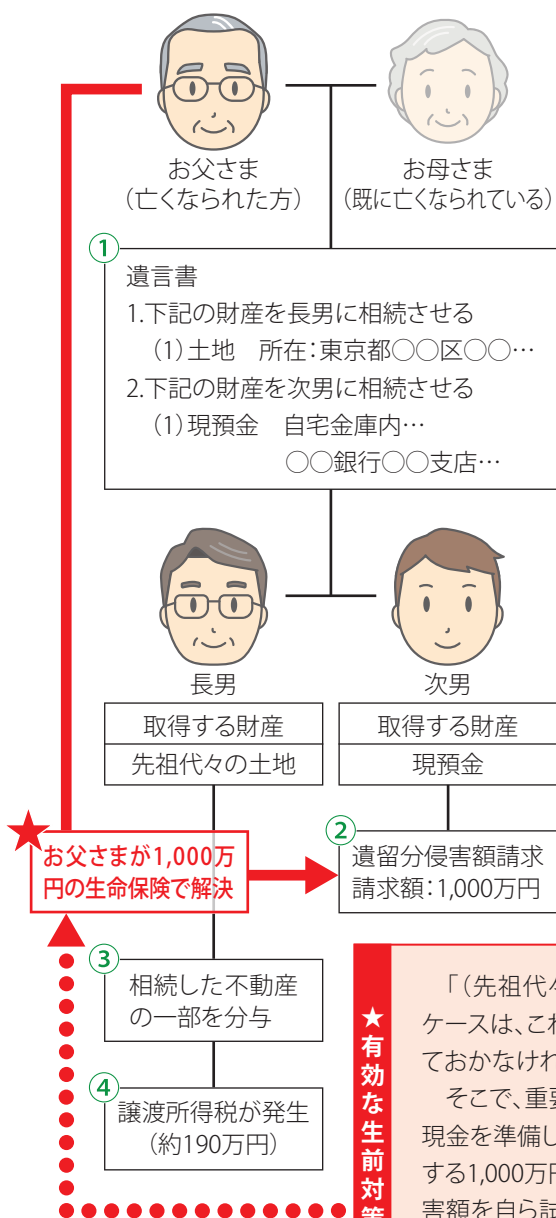
A6 2019年7月1日に施行されました。

改正の注意点と有効な生前対策

Q7 注意が必要なことはありますか？

A7 遺留分侵害額請求をされた者が金銭で支払うことが困難な場合には、相続財産である不動産を分与するケースも考えられます。しかし、**相続した不動産を遺留分侵害額に充当すると「代物弁済」に該当し、分与した不動産の含み益に対して、譲渡者に譲渡所得税が課税**されます(新所得税法基本通達3-1の6)。

生前対策で譲渡所得税を回避



① 父親の遺言書

地主であったお父さまは以下の内容の遺言書を準備していました。尚、お母さまは既に亡くなられています。

- 長男が取得する財産…先祖代々の土地(取得費不明)
- 次男が取得する財産…現預金

② 次男が遺留分侵害額請求

遺言書の内容に不満を持った次男は弁護士に相談したところ、1,000万円の遺留分侵害額請求の権利があることが判明し、その権利を行使しました。

③ 長男が相続した不動産の一部を分与

長男は金銭を持っていなかったため、金銭交付の代わりに相続した不動産の一部を次男に分与しました。

相続法改正前の「遺留分減殺請求」は物権的な性格を持っていたので、次男が長男に対して遺留分減殺請求を提起すると、長男が相続した不動産が共有状態になりました。従って、遺留分を請求された長男が、相続した不動産を次男に分与しても、相続の範囲の問題として処理されていました。

しかし、今回の相続法改正により、「遺留分侵害額請求」という名称に改められ、単なる金銭債権になりました。次男の金銭の請求に対して、両者が合意した上で不動産を分与すると、「代物弁済」(相続の範囲を逸脱した取り引き)であると評価され、相続税法ではなく所得税法上の取り引きになります。

④ 長男に譲渡所得税が課税

「長男は不動産の売却金で次男に対する金銭債務を消滅させた」とされ、長男に約190万円の譲渡所得税が課税されることとなります。

★有効な生前対策

「(先祖代々の土地等で)不動産は手放したくないが、金銭で支払う余裕がない」というケースは、これまでもありました。ただ、遺留分制度改正に伴い、今後は資金を事前に準備しておかなければ、無用な税金を納める事態にもなりかねません。

そこで、重要な意味を持つてくるのが生命保険です。上記の事例では、長男が1,000万円の現金を準備しておく必要がありました。そこで被保険者・契約者をお父さま、受取人を長男とする1,000万円の生命保険に加入しておくのです。当然、生命保険を契約する前に、遺留分侵害額を自ら試算しなければなりません。つまり、今回の相続法改正によって、事前の相続対策(特に、いかに分けるかという「分割対策」)の重要性が、更に高まったといえます。

《相続に関するご相談ならOAG 税理士法人にお任せください》

お客様の相続問題を解決するために、豊富なノウハウを持つ相続専門税理士と、多くの相続関係業務に対応するプロフェッショナル集団が、連携してワンストップサービスを提供致します。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 福岡

☎ 092-717-6650

「RPA」による財務経理業務の自動化を目指すユーザーコミュニティを開設

OAGグループのグループ戦略部部長の古田拓が「RPA Community 財務経理支部」の情報交換会を8月27日に開催しました。

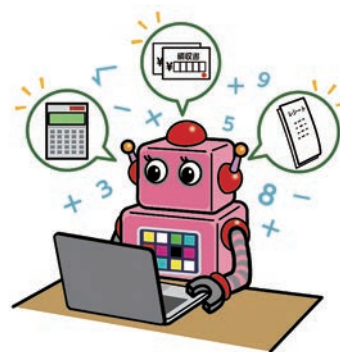
「RPA Community 財務経理支部」は、定型業務をソフトウェア型のロボットで自動化する「ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）」について、成功事例や失敗事例などを含めて、ユーザー主体で学びあうグループ「RPA Community」の支部として設立したものです。当日は、約70名の経理・財務・RPA等を担当する方々からRPAの開発会社まで幅広く参加し、中小企業における財務経理業務の現状分析、請求書に特化したAI-OCRの実演、財務経理業務におけるRPA導入事例や失敗事例などが発表されました。

古田の発表は主に、

- ▶財務経理の現場で、なかなかRPAの導入が進んでいない
 - ▶中小企業の経理業務は1つの業務工数が限られている
 - ▶AIによって無くなる仕事ランキング上位に“経理事務員”と“税理士”がエントリーされており、本来はRPAと財務経理業務の相性はいいはず
 - ▶請求書など紙を電子化するためにAI-OCRを導入しても採算が合わない
 - ▶財務経理業務におけるRPAの活躍は同一業務の効率化よりも、小さな業務改善の積み重ねが成果を生む
- といった内容で、今回の発表に合わせて財務経理業務のRPA化をイメージしたオリジナルキャラクターも生まれました！



【財務くん】



【経理ちゃん】

約2時間にわたる発表会でしたが、参加された皆さまはさまざまな問題提起と解決策の提示に大いに頷かれていました。また、会合に続いて1時間ほどの交流会も開催し、とても盛り上がりました。

今後もOAGグループでは、RPAの情報交換会を開催していきたいと考えています。ご興味がある方は、ぜひ弊社担当者を通じてご意見を頂ければ幸いです。

『月刊フューネラルビジネス』の連載第2回「自筆証書遺言の見直し」が掲載



©総合ユニコム株式会社

『月刊フューネラルビジネス』9月号

■総合ユニコム／刊

■3,700円(税別)

※書店ではお求めになれません。購入をご希望の方は、☎03-3563-0043(総合ユニコム)までお問い合わせください。

OAG税理士法人資産トータルサービス部部長の奥田周年が大改正された相続法について連載している『月刊フューネラルビジネス』の9月号に「第2講座 自筆証書遺言の見直し」が掲載されました。

高齢化社会に特有の相続問題として、相続人も高齢化している「老老相続」が指摘されています。被相続人の高齢化は、健康上などの理由から長文を自著することが困難になり、遺言内容の不明瞭さや法律上の要件を満たさないケースを招くことが心配されます。一方、相続人の高齢化は、被相続人の遺言書の実行が難しくなる可能性があり、相続手続きの簡素化が大きな課題でした。それを解決するために行われたのが、「自筆証書遺言の見直し」です。

自筆証書遺言には手軽に作成できるというメリットがありますが、書き損じたときには、①訂正箇所には二重線を引く、②横書きの場合は正しい文章を上に記載する、③訂正印を二重線の近くに押印する、④「○字加筆、○字削除、遺言者署名」という厳格なルールがあります。特に、財産目録は内容も複雑になりがちで、訂正が必要になることが少なくありません。そこで、財産目録をワープロで作成したり、不動産の登記事項証明書や通帳のコピーの添付でも認めることになりました。

また、2020年7月10日から「自筆証書遺言の保管制度」が始まります。遺言者は自身の住所地、本籍地、所有不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に自筆証書遺言の保管を申請することができるようになりました。保管された遺言書は、家庭裁判所による検認が不要になり、相続手続きが簡略化されます。

本稿では自筆証書遺言の要件を再確認できますので、ぜひ一読ください。

私の Off-Time

「フレンチはすばらしい!」

(株)OAGコンサルティング 桜井諒平

私の趣味は、食べ歩きをすることです。主にフランス料理なのですが、フレンチに対しては「敷居が高い」「値段が高そう」など、ちょっと近寄りづらいイメージをお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。しかし、和食に高級料亭から街角の定食屋、庶民的な居酒屋まで、さまざまな業態があるように、フレンチにもコース料理を提供する高価格帯の「レストラン」からカジュアルな「ビストロ」、軽食中心の「ブラスリー」など、いろいろなタイプのお店があります。ビストロやブラスリーなら、ランチは1,000円ほど、ディナーも4,000円ほどから十分に楽しめます。フレンチの裾野は、意外と広いのです。

私がフレンチにハマった理由は、プロの料理人を目指していたことがあったからです。とはいっても、小さい頃からフレンチに興味があったわけではありません。シェフを夢見ていた頃、たまたまあるフレンチレストランで食べた料理に感動して、そのシェフに弟子入りしました。3年間、現場でフレンチに携わり、どんどん心が惹かれていったのです。

私が感じる魅力の一つが、フレンチ独特の奥深さです。例えば、日本料理は素材から余分なアクやクセを抜いていく「引き算」の料理だといわれるのに対して、フレンチは素材のアクやクセをハーブ等でカバーしていく「足し算」の料理といわれています。また、日本には全国各地に郷土料理があるように、フランスにも個性的なローカル料理がたくさんあります。南部のイタリアに近い地域ではオリーブやトマトを使ったり、ワインも土地ごとに全く様相が異なり、ワインと料理の組み合わせを楽しめるのも大きな魅力です。興味を持ってから10年近くが経ちますが、いつも新しい発見があり、まったく飽きません。

ご紹介している写真は、最近お気に入りのお店のとある日の料理です。フレンチの多彩さの一端が、お分かりいただけるのではないのでしょうか。フレンチの敷居は、決して高くありません。皆さまの日常の中に、ぜひフレンチも加えていただきたいと思っています。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
10月25日(金)	中小企業の設備投資 優遇税制セミナー	新宿センタービル48階MJSセミナールーム(JR新宿駅西口徒歩5分)
11月14日(木)	インド海外進出セミナー	OAG税理士法人7階セミナールーム(JR地下鉄市ヶ谷駅徒歩3分)
11月22日(金)	経営会計セミナー	グランフロント大阪タワーB34階アイルセミナールーム(JR大阪駅アトリウム広場徒歩4分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)

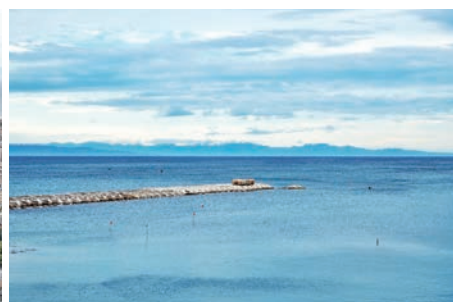


Photo by Yasuyoshi Wada

3か月にわたってご紹介している佐渡島への旅の最終日は、予約していた午後の船便が低気圧の影響で欠航するかもしれないと聞き、急遽朝の便に振り替えて島とお別れしました。これも島旅の醍醐味かもしれません。新幹線の出発まで時間があったので、新潟の町を散策しました。新潟駅からまっすぐ海に向かって歩くと、信濃川に架かる萬代橋に着きました。昭和初期に造られた大規模なコンクリート製アーチ橋の貴重な現存例で、新潟のランドマークとしてニュースなどでもよく映し出されます。この後、本州の日本海側で一番高いビル(143m)がある「朱鷺メッセ」の展望室に行きました。新潟市内や日本海に浮かぶ佐渡島を一望することができ、佐渡へ渡るフェリーがのどかな海原に浮かんでいるように見えました。信濃川を渡り、横田めぐみさんが通学していた寄居中学校の横を通り過ぎると防風林があり、その向こう側が日本海です。事件は40年前の出来事なので、風景も変わっていると思いますが、繁華街から遠くない閑静な住宅街と海を遮る防風林が、実行犯を隠してしまっただけでしょうか。突然拉致されて、小型船の真っ暗な船底に閉じ込められためぐみさんの不安と心細さに、本当に心が痛みます。こんなに冷酷で無残な犯罪が、人間の仕業であっていいはずがありません。拉致の現場に立ち、碧い海と波穏やかな浜辺を見ていたら、以前、長崎の外海地区に行った時、海を見下ろす場所に建っていた遠藤周作の「沈黙の碑」を思い出しました。「人間がこんなに哀しいのに、主よ、海があまりに碧いのです」。一日も早く拉致された方々が無事に帰還できることを祈りつつ帰途に着きました。

<編集後記>

10月といえば、プロ野球のクライマックスシリーズ、日本シリーズがあり、日本一のチームが決まる季節です。OAGでは、大阪で勤務するスタッフの福利厚生や日頃お世話になっているクライアント様との親睦を深める目的で、今年度、甲子園球場の阪神タイガース戦の年間シートを4シート分購入しました。私も4回利用させていただきましたが、やはりテレビで観ているのとは迫力も臨場感も全く違います。選手とファンとが一体になって球場全体が盛り上がる興奮は、その場に行かなければなかなか味わえません。ちなみに、私が観戦した4試合の成績はタイガースの3勝1敗。勝運にも恵まれて、とても楽しめました。皆様も機会を見つけて球場に足を運んでいただければ、非日常的な感動を味わっていただけると幸いです。(え)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライズンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報